

四日市市告示第 2 1 3 号

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和 6 年 3 月 2 9 日

四日市市長 森 智 広

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市中小企業等販売力強化支援事業補助金交付要綱（平成 2 7 年四日市市告示第 4 0 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、第 1 3 条の規定を除き、 <u>令和 9 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、第 1 3 条の規定を除き、 <u>令和 6 年 3 月 3 1 日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

(施行期日)

- この要綱は、告示の日から施行する。
(四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱の一部改正)
- 四日市市申請書等の押印の取扱いの特例に関する要綱（令和 3 年四日市市告示第 1 8 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後
(押印の省略) 第 2 条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表の中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表の右欄に掲げる条件を

満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第357号)	(略)	
四日市市企業OB人材センターアドバイザー事業実施要綱(平成29年四日市市告示第212号)	(略)	
(略)		

改正前

(押印の省略)

第2条 次の表の左欄に掲げる要綱の規定する手続又は様式のうち、同表中欄に掲げる手続又は様式については、当該要綱の規定に関わらず、押印を要しないものとする。ただし、同表右欄に掲げる条件を満たす場合に限る。

要綱名	手続又は様式	備考
(略)		
四日市市海外人材確保支援事業補助金交付要綱(平成27年四日市市告示第357号)	(略)	

<p>四日市市中小企業等販売 力強化支援事業補助金交 付要綱（平成27年四日 市市告示第407号）</p>	<p>第1号様式、第6号 様式、第8号様式及 び第10号様式</p>	<p>第10号様式に ついては、署名 （法人その他の団 体にあつては、 代表者の署名）を した場合には限 る。</p>
<p>四日市市企業OB人材セ ンターアドバイザー事業 実施要綱（平成29年四日 市市告示第212号）</p>	<p>（略）</p>	
<p>（略）</p>		

（商工農水部工業振興課）